「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書 ~平成25年における状況について~ (概況報告と総括)」の公表について

原子力損害賠償紛争解決センター

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年が経過した。その間, 当センターに申し立てられた件数も,平成23年9月の申立ての受付開始から 本年3月末日までの間で,合計10,694件となっている。

当センターは、平成23年9月に、総括委員3名からなる総括委員会のもと、仲介委員22名、調査官19名の体制で執務を開始し、その後の申立て件数の増加に対応すべく人的体制の充実を図り、本年3月末日時点では、仲介委員256名、調査官191名の体制で、和解の仲介を実施しているところである。

当センターは、これまで、当センターの活動状況及び総括委員会の所感につき、「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書~初期段階(9~12月)における状況について~(概況報告と総括)」及び「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書~平成24年における状況について~(概況報告と総括)」として、取りまとめ、公表してきたところであるが、今般、当センターの平成25年における活動状況及び総括委員会の所感について、「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書~平成25年における状況について~(概況報告と総括)」として取りまとめたので、公表する次第である。

本報告書が、これまでの報告書と同様、当センターが実施している原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介業務に対する関係者の御理解を深めていただくための一助となることを願うものである。